

目次

凡例	7
序論 平安朝の婚姻慣習——「妻」を表す用語から——	9
一、婚姻慣習の議論をめぐって	9
二、「妻」「妾」の語の使用法	10
三、「妻」「妾」の語の和名	20
四、妻を表す用語の定義	27
第一部 婚姻研究史からの展望	35
第一章 婚姻居住形態と出自制	37
一、居住形態を表す用語の定義	37
二、高群逸枝の母系制説とその修正	40
三、双系制の提唱と現在の水準	47
四、平安時代の居住形態の実態	50
第二章 一夫多妻の内実	67

一、夫婦構成を表す用語の定義	67
二、一夫多妻制における正妻事後決定説	71
三、一夫多妻制における正妻事前決定説	76
四、一夫一妻制説	80
五、道長に見る正妻の条件	85
第三章 紫の上の妻の座	103
一、紫の上の妻の座をめぐる立場	103
二、結婚経緯と社会的認知	104
三、呼称	108
四、居住場所	110
五、紫の上の境界性	113
六、婚姻開始時の紫の上	116
七、若菜巻での遡及	119
八、婚姻制度の議論を超えて	123

第二部 婚姻居住形態から見る物語の論理

第一章 平安朝物語の婚姻居住形態——『源氏物語』の「据ゑ」をめぐって	135
------------------------------------	-----

一、婚姻居住形態をめぐる議論	135
二、「据ゑ」の形式	137
三、結婚経緯の描かれ方の差異	143
四、同居の後を見つめる源氏物語	148
第二章 「対」の女君——多妻の視座と「対の上」をめぐって	159
一、「対」居住と妻の座	159
二、女房的な「対」の女性	162
三、うつほ物語の宰相の上	165
四、源氏物語の「対」	168
五、結び	173
付論 『源氏物語』東西の対	179

第三部 一夫多妻制から見る物語の論理

第一章 宿木巻の婚姻と「ただ人」——身分の捉え直しをめぐって	187
一、ただ人は一夫一妻か	187
二、東宮候補の皇子	189
三、匂宮の捉え直しと中の君物語	193

四、女二の宮の降嫁と「ただ人」薫	197
五、結び	201
第二章 女二の宮「降嫁」——今上帝の「婿取り」をめぐって	207
一、「降嫁」をめぐる問題	207
二、在位中の帝による降嫁	208
三、今上帝の婿取り	213
四、降嫁をめぐる薫のあり方	218
五、結び	221
第三章 蛭宮と真木柱の婚姻——婿選びに際する発言をめぐって	229
一、式部卿宮の言	229
二、代替わり記事	232
三、光源氏の身分の捉え返し	235
四、親王の価値の捉え返し	238
五、身分と愛情の問い	240
第四章 「添臥」葵の上——初妻重視の思考をめぐって	247
一、問題の所在	247
二、添臥の定義	248
三、光源氏の「添臥」	252
四、物語における初妻重視	258
五、結び	262
第四部 婚姻用語・慣習から見る物語の論理	269
第一章 髭黒召人の前景化——真木柱巻の方法をめぐって	271
一、平安朝における「召人」の用例	271
二、源氏物語正編の召人	275
三、真木柱巻の多角的視点と髭黒の召人	281
四、第二部への萌芽	287
第二章 平安時代の結婚忌月——東屋巻の「九月」をめぐって	293
一、問題の所在	293
二、平安朝における結婚忌月	294
三、東屋巻の「九月」	300
四、結び	304
五、付表	305
第三章 平安朝物語における近親婚	315
——『うつほ物語』『源氏物語』の方法をめぐって	315

一、近親婚をめぐる議論	315
二、兄妹婚と平安朝物語	316
三、オジ・オバ婚とうつほ物語	320
四、イトコ婚と源氏物語	324
五、結び	328

結論 婚姻研究から見た平安朝文学史の再構築

一、前期物語と一夫多妻	337
二、『源氏物語』成立期の時代状況	341
三、源氏物語と「後見」	344
四、源氏物語における婚姻研究の意義	349

あとがき	355
------	-----

初出一覧	357
------	-----

索引	359
----	-----

凡例

一、『源氏物語』をはじめとする上代・中古・中世の散文作品の引用は、特に断りのない限り『新編日本古典文学全集』（小学館／以下『新全集』）によったが、『うつほ物語』の引用は室城秀之校注『うつほ物語 全 改訂版』（おうふう、平成一三年）に、『今鏡』の引用は竹鼻績訳注の講談社学術文庫（昭和五九年）により、いずれも巻数及び頁数を示した。なお、表記や句読点を私に改めた箇所がある。

一、和歌の引用は、原則として『新編国歌大観』（角川書店）によったが、『万葉集』は中西進訳注の講談社文庫（昭和五三〇六年）に、八代集は『新日本古典文学大系』（岩波書店／以下『新大系』）によった。

一、古記録・歴史書等の引用は、特に断りのない限り以下の通りとした。

『御堂関白記』『小右記』は『大日本古記録』（岩波書店）、『権記』は『史料纂集』（続群書類従完成会）、『師記』『左経記』『春記』『中右記』『台記』は『増補史料大成』（臨川書店）、『令集解』『延喜式』『文徳実録』『日本紀略』『本朝世紀』『吾妻鏡』は『新訂増補国史大系』（吉川弘文館）によった。

その他のものについては通行の本文に従い、その都度出典を記した。

〔 〕内は割注を示す。また、私に読点・返り点を施した。

一、『源氏物語』古注釈書の引用は、『河海抄』は玉上琢彌編『紫明抄・河海抄』（角川書店、昭和四三年）に、その他のものは『源氏物語古注集成』（桜楓社）によったが、私に読点を施した箇所がある。

一、論文引用に際しては、可能な限り単行本所収のものによるよう努め、必要に応じて初出年を示した。引用文中の表記は原則として原文通りとしたが、一部異体字を改めた箇所がある。

序論 平安朝の婚姻慣習——「妻」を表す用語から——

一、婚姻慣習の議論をめぐって

平安朝の文学作品内には多様な婚姻形態が垣間見られるが、特にほとんどの物語の世界において、男女の結びつきの種々の様相やそれに伴う心理追求はその中心に据えられている。従って、作品を理解する上で婚姻の問題は避けて通れないと言えようが、特に近年では、作品の背後に存在する当時の婚姻慣習を説き明かそうとする研究が、国文学の分野においても盛んになっている。この主因としては、歴史学・社会学・文化人類学などの学際的交流による、我が国の婚姻制度に対する理解の深化が挙げられよう。その研究の対象は多岐にわたり、例えば天皇の婚姻、中でも後宮における后妃のあり方についての研究の進展も看過し得ないのであるが、やはり議論が集中しているのは、一般貴族の婚姻形態についてであろう。本書においても、考察の対象は平安中期における摂関家を中心とした貴族に限り、后妃の入内、すなわち女側が参上するという特殊な形態をとる天皇・東宮^{*1}や、説話などに見える庶民の様相については、今回は考慮の外としたい。

ところで、当時の婚姻の様相を居住形態や正妻の性格などの観点から解明しようとする諸氏の作業は、様々な成果を上げており、恰も論は出尽くしたかのようにも見えよう。しかしながら実際は、各所説における概念・用